

令和5年5月10日

保護者各位

宮古島市立西辺中学校
校長 友利 和広
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ感染拡大防止について

保護者の皆様におかれましては、平素より本校の教育活動に対するご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、テレビや新聞等の報道でも有りますように、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が、5類感染症（※季節性インフルエンザ等と同等の指定）へと移行しました。学校ではこれまで通りの予防対策を行いながら、より充実した教育活動を展開したいと考えています。

つきましては、以下の点を確認いただき、今後も感染拡大防止に向けてのご協力をお願いいたします。

記

1 発熱・風邪症状がある場合

- (1) 発熱や風邪症状がある場合は、登校を控えて、かかりつけ医や医療機関で受診して下さい。

2 同居家族に発熱者が出た場合

- (1) 本人に症状がなければ登校可能ですが、マスク着用等感染拡大防止対策を徹底して下さい。※登校については学校に相談して下さい。

3 新型コロナ陽性になった場合

- (1) 有症状の場合
○「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過後」登校可能になります。
※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに、解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合をいいます。
- (2) 無症状の場合
○「検体採取日を0日として5日間を経過後」登校可能。
- (3) 無症状であったが療養中に症状がでた場合
○症状がでた日を発症日として、(1)有症状の場合と同様になります。

4 インフルエンザにかかった場合

- (1) 発症後5日経過し、かつ解熱後2日間が経過した場合登校可能です。

5 上記3(2)、(2)、(3) 4(1)での欠席は、いずれも「出席停止」扱いになります。